

ギャンブル等への のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは
依存症対策全国センター（NCASA）の
ホームページをご覧ください。



依存症対策全国センター



<https://www.ncasa-japan.jp/>

GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】
046-240-7279

（公社）ギャンブル依存症問題を考える会
03-3555-1725

ギャマノン【家族・友人】
03-6659-4879

（NPO）全国ギャンブル依存症家族の会
090-1404-3327

貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターに自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度です。

※申告できるのは原則ご本人のみです。

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（㈱日本信用情報機構（JICC）、㈱シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。



お問い合わせ先

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル

0570-051-051

日本貸金業協会



<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル

0120-540-558

TEL（携帯電話から）

03-3214-5020

全国銀行協会



<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



リサイクル適性[®]
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

肩代わり・借金・ローン
ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など



借入れ・ローンの返済などにお困りの方は
こちらのリーフレットをご覧ください。

金融庁
Financial Services Agency

多重債務問題で困っても、 ヤミ金融には絶対に 手をださないで。



正規の貸金業者とは、
国（財務局）・都道府県で
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、
給与ファクタリング、後払い（ツケ払い）現金化にお
いては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人
情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込ま
れる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を
確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会



[https://www.j-fsa.or.jp/topics/
association/dark_finance.php](https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php)

ヤミ金融から連絡があっても、
毅然とした態度で、
無視しましょう。

※連絡を取ることが
あなたの情報を
与えることになります。



もし被害にあってしまったら
一人で悩まず、まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、
「日本貸金業協会」、
「都道府県庁の相談窓口」、
「消費生活センター」、「警察」などに
すぐに連絡してください。



金融庁のホームページでも
多重債務問題について掲載しています。

[https://www.fsa.go.jp/
policy/kashikin/](https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/)



金融庁 多重債務



多重債務に関するお問い合わせ先

一般消費者向け相談窓口

九州財務局宮崎財務事務所	0985-42-7524
宮崎県消費生活センター	0985-25-0999
宮崎県消費生活センター都城支所	0986-24-0999
宮崎県消費生活センター延岡支所	0982-31-0999
宮崎県商工政策課経営金融支援室	0985-26-7097
宮崎県消費者金融相談所	0985-26-7100
消費者ホットライン ※お近くの市町村・関係機関等の相談窓口の連絡先を案内します。	188
(公財)日本クレジットカウンセリング協会	0570-031640
法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
法テラス宮崎	0570-078367
宮崎県弁護士会法律相談センター 【予約制】多重債務無料相談	0985-22-2466
宮崎県司法書士会司法書士ホットライン	0120-969657

事業者向け相談窓口

宮崎県商工政策課経営金融支援室	0985-26-7097
法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
宮崎県司法書士会	0985-28-8538
日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター ひまわりほっとダイヤル	0570-001-240

■ 法テラスについて

法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テラス
事務所では、収入や資産が一定基準以下であるなどの条件
を満たした個人の方を対象に無料法律相談を実施していま
す。

市区町村の相談窓口

宮崎市	宮崎市消費生活センター (宮崎市・国富町・綾町にお住まいの方)	0985-21-1755
国富町		
綾町		
都城市	都城市消費生活センター (都城市・三股町にお住まいの方)	0986-23-7154
三股町	三股町福祉・消費生活相談センター (三股町・都城市にお住まいの方)	0986-52-0999
延岡市		
高千穂町	延岡市消費生活センター (延岡市・高千穂町・日之影町・ 五ヶ瀬町にお住まいの方)	0982-26-0111
日之影町		
五ヶ瀬町		
日南市	日南串間消費生活センター (日南市・串間市にお住まいの方)	0987-23-4390
串間市		
小林市		
えびの市	西諸県地域消費生活相談窓口 (小林市・えびの市・高原町にお住まいの方)	0984-23-1179
高原町		
日向市		
門川町	日向地区広域消費生活センター (日向市・門川町・諸塚村・椎葉村・ 美郷町にお住まいの方)	0982-55-9111
諸塚村		
椎葉村		
美郷町		
西都市		
高鍋町		
新富町		
西米良村	西都児湯消費生活相談センター (西都市・高鍋町・新富町・西米良村・ 木城町・川南町・都農町にお住まいの方)	0983-23-2110
木城町		
川南町		
都農町		

■ 司法書士について

司法書士は、破産申立書等の書類を作成し、この事務につ
いて相談に応じることができます。
認定司法書士は、個別の債権ごとの価額が140万円以下であ
れば、代理人として任意整理等の交渉をすることができます。